

令和 3 年 9 月 21 日(火)
四国地方整備局 那賀川河川事務所

派川那賀川における放置船舶に係る簡易代執行について

1. 内容

国土交通省那賀川河川事務所では、派川那賀川右岸2k/0付近（阿南市原ヶ崎地区）に放置されている所有者不明の船舶1台に対して、河川法第75条第3項の規定に基づき簡易代執行（撤去）を、令和3年9月24日（金）9時から実施する予定です。
（荒天時は順延）

2. 日時

令和3年9月24日（金）9時00分 開始

※荒天時には日程を変更することがあります。

日程変更の場合は、9月22日（水）17時までに再度公表します。

3. 場所

派川那賀川右岸 2k/0付近 阿南市原ヶ崎町居屋敷地先
（桑野川大橋下流付近 別紙位置図参照）

4. 当日のスケジュール

- ① 9時に、現地（3. 場所）にて、作業開始宣言
 - ② 船舶の撤去、保管作業
 - ③ 那賀川河川事務所・排水ポンプ車格納庫敷地において保管
- ※①～③について、3時間程度を予定しています。

5. 今後の予定

- 那賀川河川事務所・排水ポンプ車格納庫敷地にて6ヶ月保管
- 保管から6ヶ月経過後、所有者が引き取りに来ない場合は、所有権は国土交通大臣に帰属
- 所有者等が判明した場合は、撤去及び保管に要した費用を所有者等に請求

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト「No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」の取組みに該当します。

【問合せ先】（◎主な問合せ先）

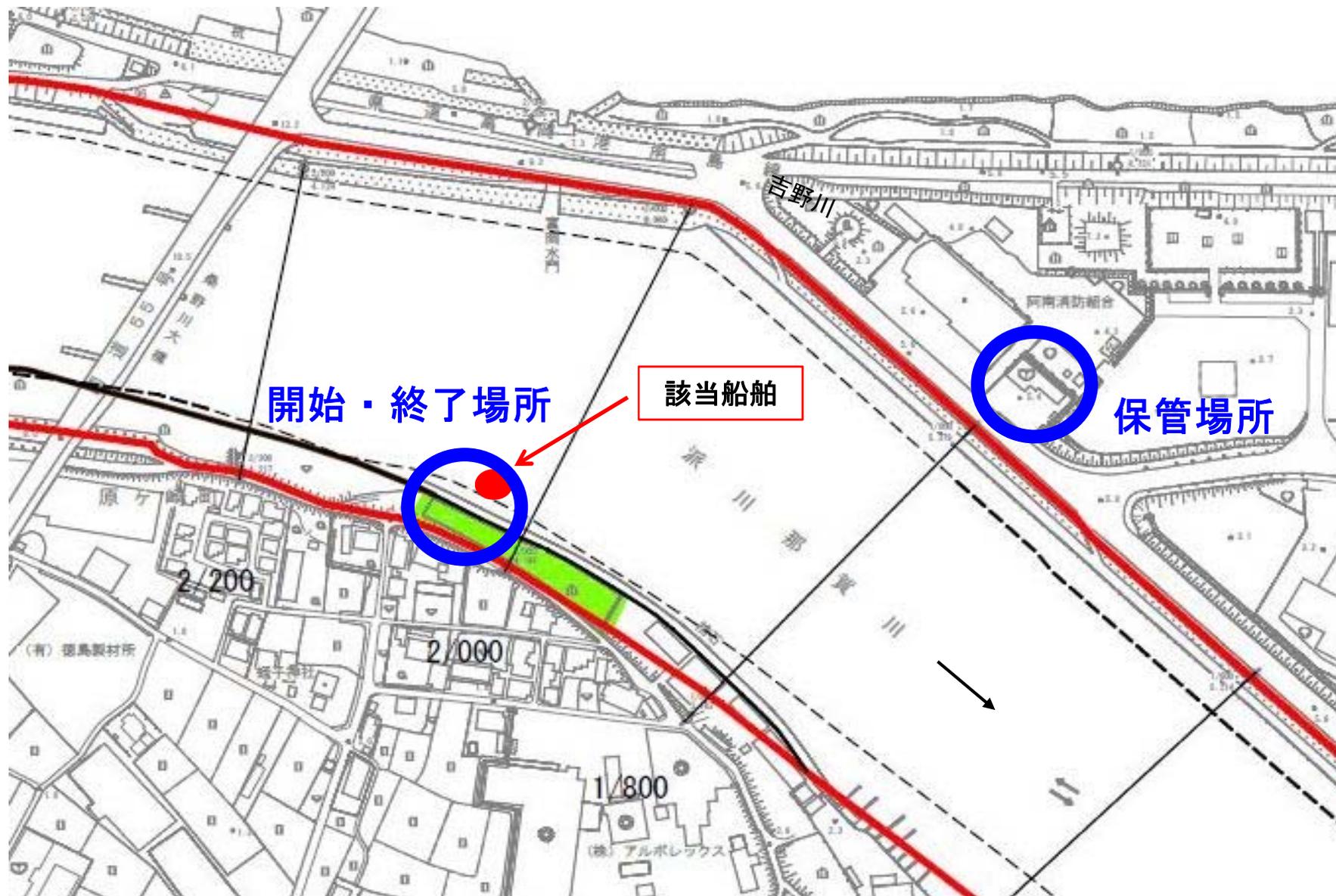
国土交通省 那賀川河川事務所 TEL 0884-22-6592
FAX 0884-22-9795

那賀川河川事務所 副所長 はらだ たかし 原田 隆史（内線204）

〃 ◎管理課長 あいだ はるみ 相田 晴美（内線331）

別紙・位置図

位置図 派川那賀川右岸 2k00付近, 阿南市原ヶ崎町居屋敷地先



派川那賀川における放置船舶に係る簡易代執行について（参考）

1. 経緯

- 那賀川河川事務所では、河川整備計画に基づき、派川那賀川右岸において地震・津波・高潮対策を進めております。
- このたび、阿南市原ヶ崎地区の工事に支障となるため、関係機関とともに船舶の移動をお願いしておりましたが、未だ所有者等を確認できない船舶が1台残存しております。
- このため、河川法第75条第1項の規定に基づき、河川区域外へ撤去するよう是正の公告を令和3年8月23日に、那賀川河川事務所、阿南市役所及び現地に掲示を行いました。
- 船舶の所有者による自主的な撤去のために猶予期間を確保し、是正期限を本年9月17日と設定しておりましたが、期限までに撤去されなかったため、河川法第75条第3項の規定に基づく簡易代執行を実施することとなりました。

2. 簡易代執行の手順

- 9月24日（金）9時より、現地において作業の開始宣言
 - 船舶を河川から引き上げる撤去作業を実施
 - 撤去後、保管先である那賀川河川事務所排水ポンプ車格納庫（阿南市消防本部東隣・阿南市辰巳町）に運搬
 - 保管作業完了後、現地（原ヶ崎箇所）にて終了の宣言
- ※開始から終了までを概ね3時間程度と考えていますが、作業の状況によっては長短があります。

3. 今後の予定

- 所有者等が判明した場合
河川法第75条第9項の規定により、撤去及び保管に要した費用を所有者等が負担（国より請求）
- 所有者が引き取りに来ない場合
保管から6ヶ月経過後、河川法第75条第10項の規定により、所有権は国土交通大臣に帰属に、廃棄を検討

4. その他

- 公告文の写し（別紙）

【参考】

公 告

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項に基づき、次のとおり公告する。

下記の行為は、河川法第24条の規定に違反しているので、対象船舶の所有者、その他対象船舶について権原を有する者(以下「所有者等」という。)に対し、同法第75条第1項の規定に基づき、下記期限までに対象船舶を河川区域外へ除却するよう命ずる。

なお、下記期限までに対象船舶を河川区域外へ除却しないときは、河川法第75条第3項の規定に基づき、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者がこれを除却して保管し、これに要した費用については同法第75条第9項の規定に基づき所有者等の負担とする。

(行政不服審査法第82条による教示)

この処分を受けた者は、処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国土交通大臣に対して、行政不服審査法の定めるところにより審査請求をすることができる。

(行政事件訴訟法第46条による教示)

処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。(なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても処分の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。)ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。(なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。)

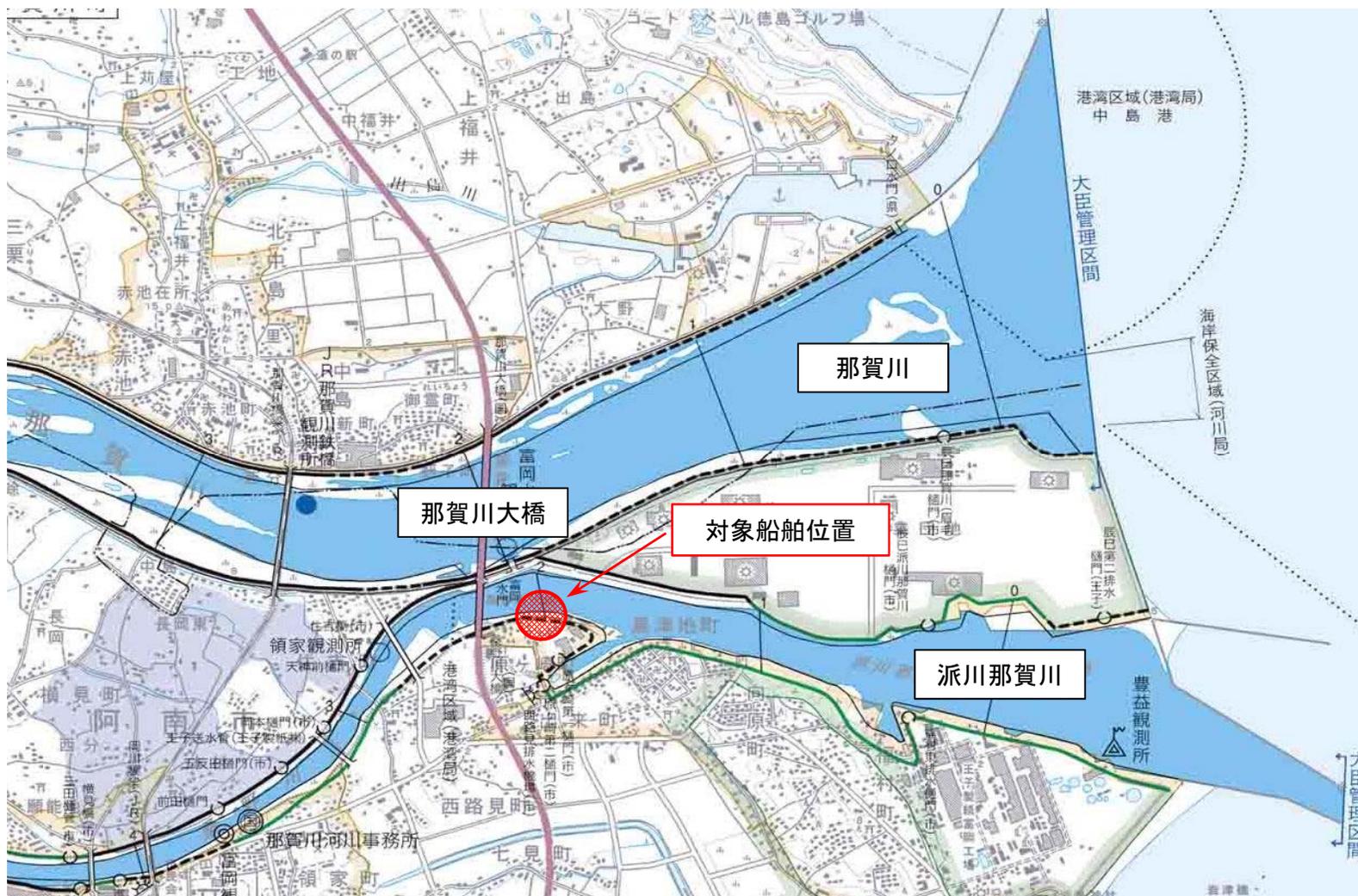
記

- ・ 河 川 名 一級河川那賀川水系派川那賀川
- ・ 所 在 徳島県阿南市原ヶ崎町居屋敷 地先
- ・ 行 為 の 内 容 河川区域内における船舶及び係留設備一式の放置
- ・ 対 象 物 別資料1～3のとおり(那賀川河川事務所に掲示)
- ・ 除 却 期 限 令和 3年 9月17日
- ・ 本件に関する問い合わせ先
国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所 管理課
〒774-0011
阿南市領家町室ノ内390
TEL 0884-22-6592

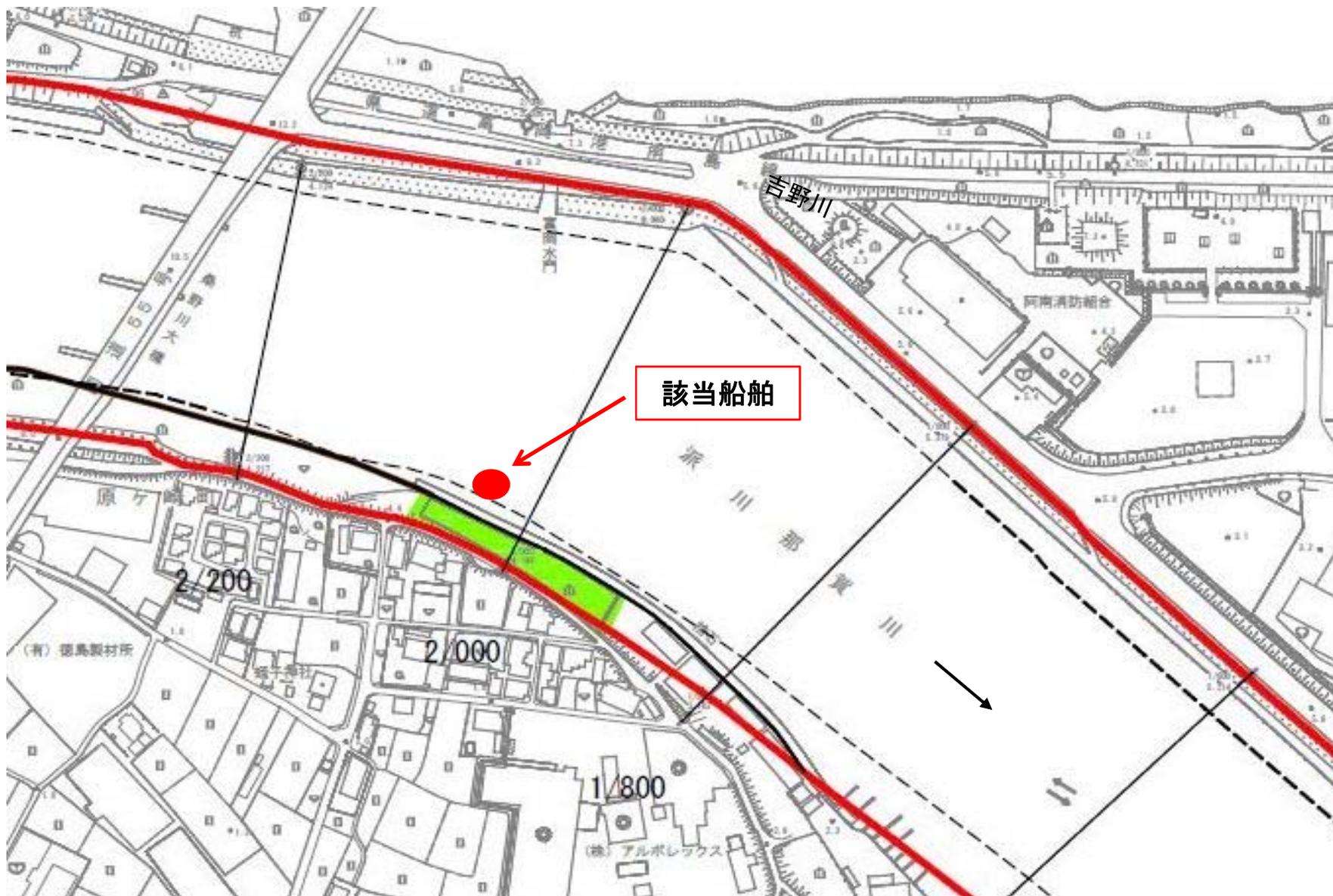
国四整那管第29号
令和 3年 8月 23日

河川管理者 国土交通省 四国地方整備局長
丹羽 克彦

位置図 派川那賀川右岸 2k00付近, 阿南市原ヶ崎町居屋敷地先



資料 2 位置図 派川那賀川右岸 2k00付近, 阿南市原ヶ崎町居屋敷地先



資料 3

今回公告を行った対象物

阿南市原ヶ崎町居屋敷地先

